

会 則

東久留米市立第三小学校 P T A

大切に保管してください

P T A に つ い て

P T AのPとは、parents（父母）、Tはteachers（先生）、Aはassociation（集まり）の略で「父母と先生との会」のことです。

P T Aは、親と教師とが協力して、学校及び家庭における教育に関し、理解を深め、その教育の振興に努め、さらに、児童生徒の校外における生活指導、地域における教育環境の改善、充実を図るため会員相互の学習その他必要な教育を行う団体です。

目的は、「児童生徒の健全な成長を図る」ことにあります。児童生徒の健全な成長を図るためには、学校と社会とが、それぞれ教育の責任を分担し、協力し合うことが大切ですが、特に、児童生徒の教育に直接責任をおう学校と家庭の協力体制が必要です。この協力体制は、さらに地域社会における児童・生徒の教育についても重要な役割を果たすものです。

この目的のもとに、学校および家庭における教育の理解とその振興、児童生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善などを促進するために必要な諸活動を行うものです。

※令和6年度より、上記の目的に加え《三小の子ども達1人1人の健やかな成長と笑顔のサポートをしていく組織》という意味を込めて、学校内での通称を「三小サポーター」としました。（正式名称はP T Aから変更ありません。）



東久留米市立第三小学校 P T A 会 則

第 1 章 名称と所在地

第 1 条 この会は東久留米市立第三小学校 P T A といいます。

第 2 条 この会の事務所は東久留米市立第三小学校に置きます。

第 2 章 目的と活動

第 3 条 この会は保護者と教師が協力して学校と家庭と社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とします。

第 4 条 この会は前条の目的をはたすため次の活動をします。

1. 保護者と教師が児童の教育について理解し、協力できるような家庭・学校間の密接な連絡を図ります。
2. 児童のよい指導者となるために、会員が相互に教養の向上につとめます。
3. 児童の地域環境を浄化しその充実につとめます。
4. 児童の地域における健康、安全な生活を確保する事につとめます。
5. 教師の教育活動に協力します。
6. この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については別に定める「個人情報取扱規則」により、適正に運用するものとします。

第 3 章 方 針

第 5 条 この会は次の方針に基づいて運営します。

1. この会の目的以外の営利的な活動や宗教的な活動及び政治的な活動はしません。
2. この会は教育を本旨とする自主独立のもので他のいかなる団体の支配、干渉を受けることなく活動します。
3. この会は教育活動を助けるために意見をのべますが、学校管理や人事に関係を持ちません。

第 4 章 会 員

第 6 条 この会の会員は東久留米市立第三小学校に在籍する児童の保護者及び同校に勤務している教職員とします。

第 7 条 会員は三小 P T A 組織の母体であり、すべて平等に権利と義務を持ちます。

第 5 章 本 部

第 8 条 本部は本部役員で構成され、代表(2名以上)・担当教師(1名以上)を置きます。各係の人数は必要に応じて変更可とします。

第 9 条 本部の任務は次の通りです。

1. 全体の運営
 - 1) 活動全体(活動に関わる全ての外郭団体を含む)の連絡窓口となつて、把握・調整にあたります。また中立な立場で全体会の中心となり会議を円滑に進行します。
 - 2) 代表は全体会において、会員の意見を集約し会の健全な運営につとめます。
 - 3) 代表は総会・全体会を招集します。
 - 4) 代表は全体会の議長をつとめます。
2. 事務処理
 - 1) 会計・・総会で決定された予算に基づいて会計事務を処理し、総会にて決算報告します。全会員対象のPTA保険の加入手続きをします。
 - 2) 書記・・総会、全体会の議事を記録し、その内容を全会員に報告します。年度初めには委員名簿を作成します。
 - 3) 庶務・・総会・全体会会場のセッティングをします。PTA室及び備品の管理をします。

第 6 章 会 議

第 10 条 この会を運営するために次の会議をもちます。

総会

1. 総会は会員で構成し、最高の議決機関です。
2. 総会は会員全体の半数(委任状を含む)の出席をもって成立し、その議事は出席会員の過半数をもって決定されます。
3. 定期総会は毎年度初めに開催します。但し全体会もしくは4分の1以上の会員より請求があるときは臨時総会を開くことができます。
4. 定期総会では次の事項について審議、決定及び報告します。
 - 1) 会務報告及び決算報告の承認
 - 2) 活動案及び予算案の議決
 - 3) 会則の改正
 - 4) その他重要な事項

全体会

1. 全体会は本部役員全員・学級委員・担当教師で構成され(委任状は認められません)、総会に次ぐ議決機関で重要な会議です。また、総会に提出する全ての議案は、この会議で審議、決定します。

2. 全体会は議決権を持つ委員の半数の出席をもって成立し、その議事は出席委員の過半数をもって決定されます。ただし、成立しない場合も審議は妨げません。
3. 全体会は必要に応じて開催します。
4. 全体会の任務は次の通りです。
 - 1) 総会で決定された事項に伴った活動計画を討議し、具体化します。
 - 2) 本部に援出された議案について協議します。
 - 3) 全会員の声が十分反映されるよう全体の活動の中心となります。
5. 全体会での発言権と議決権
 - 1) 全体会に出席する、本部役員と学級委員と担当教師全員に発言権があります。(平成25年1月30日改訂)
※発言とは、個人的意見・見解を述べることではありません。
 - 2) 本部代表・担当教師には議決権はありません。他の本部役員、学級委員代表(各クラスから1名)には議決権があります。

第11条 学校長は必要に応じ、各種会議に出席することができます。

第12条 会員は全体会を傍聴することができます。(発言権・議決権はありません。)

第 7 章 会 計

第13条 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

第14条 収入は残余金、雑収入(預金利息等)とします。

第15条 支出は予算に基づき行い半期に一度会計監査を受けます。

第16条 年度途中で活動上必要が生じた時は、全体会の議決により予備費より支出する事が出来ます。

第17条 会計は2名以上とし、本部役員より選出します。

第18条 定例会で次年度の予算案を検討し、全体会に提案します。

第19条 慶弔に関する内規は別に定めます。

付 則

第20条 会則は総会の賛成を得て改正することができます。

第21条 内規は本則に反しないかぎりにおいて、全体会の賛成を得て改正する事ができ次期総会にて報告します。

第22条 この会則は平成8年12月7日より施行します。

平成10年5月15日 一部改正
平成11年5月14日 一部改正
平成12年5月12日 一部改正
平成21年5月15日 一部改正
平成22年5月13日 一部改正
平成24年2月 2日 一部改正
平成24年5月10日 一部改正
平成25年1月30日 一部改正
令和 6年5月13日 一部改正
令和 7年5月21日 一部改正

会則に基づき、以下の内規を定めます。

慶弔内規

第1条 会員もしくは児童に次の事由の生じた時は次にかかげる給付を行います。

1. 結婚、出産祝金(学校教職員のみ)
2. 死亡弔慰金
3. 疾病負傷災厄見舞金

第2条 前述により給付の範囲・対象は次の通りとし、金額は一律5,000円とします。

種類	範囲	対象
祝金	1) 結婚	教職員
	2) 出産	教職員
弔慰金	3) 死亡	保護者
		児童
見舞金	4) 疾病 5) 負傷 6) 災害	教職員
		教職員の父母、配偶者、子女
		教職員、児童
		教職員、児童

1. 4) 5)については20日以上欠勤、欠席した場合。
2. 6)については著しく損害にあった場合に限り本部で協議決定し、全体会に報告します。

第3条 特殊な事情の場合は本部で協議決定し、全体会に報告します。

東久留米市立第三小学校 PTA 個人情報取扱規則

(目的)

- 第 1 条 この個人情報取扱規則（以下「本規則」という）は、東久留米市立第三小学校 PTA（以下「本会」という）が取得・保有する個人情報の適切な取り扱いに関する基本的事項を定める。本規則により事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報の適正な収集・利用・管理を図り、プライバシーの保護を実現する事を目的とする。

(責務)

- 第 2 条 本会は、個人情報に関する法令を遵守するとともに、活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

- 第 3 条 個人情報の取扱方法については、総会資料、全体会資料などで会員に周知する。

(管理者)

- 第 4 条 本会における個人情報管理者は、本会代表とする。

(取扱者)

- 第 5 条 本会における個人情報取扱者は、本部役員・学級委員とする。

(利用)

- 第 6 条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。
- (1) 会費管理業務等に関する連絡
 - (2) 活動に関する文書等の配布
 - (3) 本部役員・学級委員・会員名簿等の作成
 - (4) 本部役員・学級委員・会計監査の選出
 - (5) 学校行事等のボランティア募集とシフト作成
 - (6) 見守り隊の依頼・報告の集計
 - (7) 学年・学級・青少協イベントの実施
 - (8) 問い合わせまたは依頼等への対応、その他活動実施のため

(個人情報利用の制限)

- 第 7 条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、第 6 条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(個人情報の収集)

- 第 8 条 個人情報の収集は、本会活動に必要な範囲で適正かつ公正な手段により行い、利用目的を明確に定める。ただし要配慮個人情報については取得しないものとする。

(個人情報の管理)

- 第 9 条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、パスワードをかけるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者への提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

2 次の各号に掲げる場合において、当該個人情報の提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 本会が利用目的の達成に必要な範囲において個人情報の取扱いの全部又は一部を委託する場合
- (2) 個人情報を特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人情報の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

3 本会は、前項第2号に規定する利用する者の利用目的又は個人情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする

(共同利用)

第12条 本会は、次の場合に個人情報を共同利用することがある。これ以外の場合については取得の際に明示する。

共同利用する個人情報の項目	会員氏名、児童氏名、クラス、出席番号
共同利用者の範囲	東久留米市立第三小学校
利用目的	第6条で定める通り
責任者	第4条で定める通り

共同利用する個人情報の項目	会員氏名、児童氏名、クラス、電話番号
共同利用者の範囲	東久留米市青少年問題協議会
利用目的	第6条で定める通り
責任者	第4条で定める通り

(第三者へ提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く)に提供したときは、次の項目について記録(第1号様式)を作成し保存する。

- (1) 第三者の住所・氏名(法人の場合は所在地・名称)
- (2) 提供した対象者の氏名
- (3) 提供した情報の項目
- (4) 対象者の同意の有無
- (5) 提供した日

(第三者から提供を受ける際の確認等)

第14条 個人情報を第三者(第11条第1号から第4号の場合及び都道府県、区市町村などの行政機関を除く)から提供を受けたときは、次の項目について記録(第2号様式)を作成し保存する。

- (1) 第三者の住所・氏名(法人の場合は所在地・名称)
- (2) 提供を受けた対象者の氏名
- (3) 提供を受けた情報の項目
- (4) 対象者の同意の有無
- (5) 提供を受けた日

(個人から提供を受ける場合は記録不要)

(秘密保持義務)

第15条 個人情報の管理者および取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(情報の開示等)

第16条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第17条 個人情報を漏えい等(紛失を含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに個人情報管理者に報告する。

(苦情の処理)

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(研修)

第19条 本会は、本部役員、学級委員、その他個人情報を取り扱う従業者に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について研修を実施するものとする。

(改正)

第20条 本規則の改正は、総会において実施する。

附則

本規則は、令和6年4月24日より施行する。

第1号様式（第13条関係）

第三小学校 PTA から第三者へ個人情報を提供したときの記録

(1) 第三者の住所・氏名 (法人の場合は所在地・名称)	
(2) 提供した対象者の氏名	
(3) 提供した情報の項目	
(4) 対象者の同意の有無	有 ・ 無
(5) 提供した日	年 月 日

保存期間：(5) から3年間

第2号様式（第14条関係）

第三小学校 PTA が第三者から個人情報の提供を受けたときの記録

(1) 第三者の住所・氏名 (法人の場合は所在地・名称)	
(2) 提供を受けた対象者の氏名	
(3) 提供を受けた情報の項目	
(4) 対象者の同意の有無	有 ・ 無
(5) 提供を受けた日	年 月 日

保存期間：(5) から3年間